

漁業協同組合における組合員資格**【文 献 種 別】** 判決／福岡高等裁判所那覇支部**【裁判年月日】** 令和 5 年 1 月 31 日**【事 件 番 号】** 令和 4 年（ネ）第 70 号**【事 件 名】** 加入承諾等請求控訴事件**【裁 判 結 果】** 控訴棄却**【参 照 法 令】** 水産業協同組合法 18 条、民法 709 条・710 条**【掲 載 誌】** 判時 2610 号 69 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25621866

立教大学教授 山口敬介

事実の概要

1 Y（原审被告、控訴人兼被控訴人）は、水産業協同組合法（以下、「水協法」という）にもとづいて設立された漁業協同組合である。X（原审原告、控訴人兼被控訴人）がYに加入を申し込んだところ、YはXの加入を直ちに承諾しなかった。そこで、Xは、Yに対し、加入承諾の意思表示をすることを求めるとともに、加入申込みの拒否が不法行為にあたるとして、損害賠償として逸失利益や慰謝料等の支払いを求めた。

2 (1) 関連する法や定款等の規定内容は以下のとおりである。

水協法 18 条 1 項は、「組合（漁業協同組合）」の「組合員たる資格を有する者」の範囲を定めており、1 号で、①当該組合の地区内に住所を有し（以下、「住所要件」という）、②漁業を営み又はこれに従事する日数が 1 年を通じて 90 日から 120 日までの間で定款で定める日数を超える漁民（以下、「漁業日数要件」という）に「組合員たる資格」を認めている（「漁民」の定義は水協法 10 条 1 項参照）。また、水協法 25 条（当時。現 24 条）は、「組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない」と定めている。

水協法 18 条 1 項 1 号の漁業日数要件の「90 日から 120 日までの間で定款で定める」という部

分について、Y の定款 8 条 1 項 1 号は、90 日と定めている。また、Y の定款 8 条の 2 は、組合の組合員資格審査の適正化のために組合員資格審査委員会を置く旨（1 項、2 項）、審査方法に関する事項は附属書組合員資格審査規程の定めるところによる旨を定めている（5 項）。

附属書組合員資格審査規程 18 条（以下、「規程 18 条」という）の 1 項は、「新規加入申込者の特例」として、新規に加入を申し込む個人については、「漁業を営む意思を有し、当該漁業を営む他の正組合員」等と「同程度の操業を行うと客観的に認められるとき」は、1 年間に限り、その「漁業を営む日数」は資格要件に該当するとみなすことができる旨を定めている。

(2) Y は、資格審査委員会を開催し、X ら水揚げ日数 90 日以上の新規加入申込者について審議を行った。委員会は、X について、水揚量が少なく漁業で生計を立てることができないこと、X の漁法は陸釣りのみであったところ Y には陸釣りのみを行う組合員はいないこと、X が水揚げした魚には、X が使用できない網の跡がついており、陸釣りにより釣り上げられた魚ではない疑いがあったこと等から、規程 18 条 1 項の「漁業を営む意思」が認められないとして、さらに 1 年の実績を踏まえて資格要件を満たすか否かを判断するとした。その後、Y の理事会も同様に判断し、X の加入を直ちに承諾しなかった。それに対して、X は、規程 18 条 1 項は、新規加入申込者について、定款所定の漁業日数要件を満たさない場合でも「漁業の意思」等の所定の要件を満たせば 1 年間に

限り漁業日数要件を満たすとみなす旨の特例を定めたものであり、漁業日数要件を満たしているXにこの規定を適用し、「漁業を営む意思」がないために資格要件を満たさないと判断することは許されないと反論した。

3 第一審（那覇地冲縄支判令4・2・21）は、次のように判断した。まず、Xは住所要件と漁業日数要件を満たしている。そして、規程18条は、新規加入申込者に漁業を営む意思等が認められる場合には漁業日数要件を満たすものとみなす旨の特例を定めたものにすぎず、住所要件と漁業日数要件に加えて別の要件を加重する規定ではない。したがってXには組合員資格が認められ、その加入を拒否する「正当な理由（水協法25条）」もなく、YはXの申込みを承諾しなければならない私法上の義務を負う。また、Yによる本件加入申込みの拒否は不法行為に該当する（なお、損害論についても争いはあったが本稿では省略する）。

XY双方が控訴。

判決の要旨

控訴棄却。

1 本判決は、Xの組合員資格について次のように判示した（アルファベット記号は評釈者が付したものである）。

「(a) 法（評釈者注：水協法）は、漁民等の協同組織の発達を促進し、もってその経済的地位の向上等を図り、国民経済の発展を期することを目的として制定されたものであり（1条）、法18条及び25条の各規定は、上記目的を承けて、漁業協同組合の組合員たる資格を有する者を一定の範囲に限定する反面、当該資格を有する者に対しては、その者が欲する限り、組合に加入してその施設を利用し、組合事業の恩恵を受けることができるようにしたものと考えられるのであって、法25条は、組合員たる資格を有する者が組合加入の申込みをしたときは、正当な理由がない限り、その申込みを承諾しなければならない私法上の義務を組合に課したものと解するのが相当である（最高裁判昭和55年（オ）第493号同年12月11日第一小法廷判決・民集34巻7号872頁参照）。

(b) このように、法18条の定める組合員たる資格の要件は組合の私法上の義務の存否を画する

基準となっているところ、上記のとおり、法が組合員たる資格について法18条に具体的な定めをしつつ、漁業日数要件に係る日数についてのみ同条所定の範囲内において定款で定めることを許容していること、法25条が他の条件を付すことによる加入制限を禁止していることを踏まえると、組合がその定款において上記日数の定めほかに法18条所定の要件以外の要件（加入条件）を定めることはおよそ許容されていないものと解される。

(c) そして、このような法の趣旨等に加え、原審被告の資格審査規程18条が新規加入申込者の特例として所定の要件を満たす場合には1年間に限り『漁業を営む日数』が『資格要件に該当するものとみなすことができる』と定めていることからすれば、同条の規定は、法18条及びこれを受けた定款において具体的に定められた漁業日数要件を満たさない新規加入申込者について、漁業を営む意思を有し、他の正組合員等と同程度の操業を行うと客観的に認められることを条件に、組合が例外的に1年間に限って上記漁業日数要件を満たすものとみなすことができることとしたものと解すべきである。」

(d) さらに、本判決は、第一審の判断では組合の団体自治権が過度に広範囲にわたって制限される旨のYの主張を次のように述べて退けた。

「法は、地区内漁業者の生産活動の場を規制する管理漁業権の主体として発生した漁業協同組合の歴史的沿革を踏まえ、漁業協同組合が経済的事業体としての発展を目指す一方で漁業権管理団体としての役割を担うものであることに鑑み、組合員資格については定款によらずに法律により規律することとしたものと解されるのであって、このような目的の下で組合の団体自治権が一定の制約を受けることとなったとしても、それは必要かつ合理的なものというべき」である。

2 したがって、住所要件と漁業日数要件を満たすXはYの組合員資格を有し、Yの加入拒否に「正当な理由（水協法25条）」があるとはうかがえず、原判決は結論において正当であるとした。

判例の解説

一 本判決の争点

本判決の主たる争点は、Xの加入申込みを漁業協同組合であるYが拒否したことの適法性である。漁業協同組合について規律する水協法は、組合への加入に関して、18条で「組合員の資格」を有する者の範囲を定め、25条（当時。現24条）で「組合員資格を有する者」の加入申込みを「正当な理由」なく拒否できないこと等を定めている。本件でも、Xが「組合員の資格」を有するか、有するとした場合にYの加入拒否に「正当な理由」があるかが主な争点となった。とりわけ、前者の争点に関して、Yの規程18条1項をXに対して適用しうかが重要な争点となった。

漁業協同組合への加入に関する先例としては、本判決も引用する最判昭55・12・11民集34巻7号872頁がある。この判決は、「組合員の資格」を有する者の加入が「正当な理由」なく拒否された場合には、申込みを承諾する義務が組合に生ずると判断した。本判決は、この先例を前提としたうえで、上記の争点について判断を示したものである。

二 漁業協同組合における組合員資格

1 組合への加入は、加入しようとする者と被加入者の意思の合致にもとづく法律行為である¹⁾。そうすると、法律行為の代表例である契約では契約締結の自由が原則とされていることから（民法521条1項）、加入申込みを承諾するか拒否するかも当事者の自由であることが出発点になるようにも思われる²⁾。しかし、水協法はそのような考え方を採っていない。

2 まず、水協法25条（当時。現24条）は、組合員たる資格を有する者が組合に加入するときは、正当な理由がないのに加入を拒むこと等を禁じている。これは、協同組合における基本原則の一つである「加入の自由」原則を示したものとされ³⁾、水産業協同組合以外の他の協同組合にも同種の規定が存在する（農業協同組合法19条、消費生活協同組合法15条2項、中小企業等協同組合法14条等）。

3 (1) もっとも、水協法25条は「組合員の資格」を有する者の加入拒否等を制限する規定であり、「組合員の資格」がどのような者に与えられるかを定めるのは水協法18条である。水協法

18条1項1号は「住所要件」と「漁業日数要件」を満たす者は組合員資格を有するとしている。Xが「住所要件」を満たすことには争いがなかった。しかし、YはXが「漁業日数要件」を満たさないと主張した。さらに、新規加入者には規程18条により「漁業を営む意思」等の要件も課され、Xはこの要件を満たさないと主張した。

本判決は、Xは「漁業日数要件」を満たすと認定したうえで、規程18条を適用すべきとするYの主張を、二つの理由を挙げて退けた。

(2) 第1の理由は、水協法18条は、同条が定める要件以外の要件を定款で課することを許容していないと解されることである（判決の要旨1(b)参照）。本判決は、その根拠を、①水協法18条が組合員資格について具体的な定めをしつつ、漁業日数要件に係る日数についてのみ同条所定の範囲内において定款で定めることを許容する構造になっていること、②水協法25条が他の条件を付することによる加入制限を禁止していることに求めている。

このような本判決の判断は、水協法18条に関する従来の理解にも沿う。すなわち、水協法18条については、法で定める要件以外を定款等によって定めることは認められないという考え方が一般的であった⁴⁾。

このような考え方は、本判決も述べるように、水協法18条の文言から読み取ることができる。すなわち、水協法18条は、他の協同組合の組合員資格に関する規定と明確な違いを有する。たとえば農業協同組合における組合員資格について定める農業協同組合法12条1項は「農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする」と規定しており、定款で要件を設ける余地を認めていると解される⁵⁾。それに対して、水協法18条1項1号は、定款で定めることを許容するのは漁業日数要件に係る日数だけと解するのが自然な規定となっている。

そして、このような考え方の実質的根拠は、漁業協同組合の漁業権管理団体としての性格に求められる（判決の要旨1(d)参照）。漁業協同組合は、組合員への資金の貸付等の法11条所定の事業（その多くは農業協同組合法10条所定の事業と重なりを有する）を行う経済的事業体であるだけでなく、漁業権管理団体である。たとえば、共同漁業権等の団体漁業権は主に漁業協同組合に付与され（漁

業法 72 条 2 項)、当該協同組合の組合員は協同組合が定める漁業権行使規則にもとづいて漁業権の範囲内の漁業を営む権利を有する(同 105 条)。すなわち、漁民は漁業協同組合に加入し組合員となることによって団体漁業権の範囲の漁業を営むことができる。漁民にとって重要なこのような権利を付与する対象を法で定め、定款によって不当に漁民が排除されることを防ぐこと、そして、同時に、漁民を漁業権行使規則に服せしめて権利の行使方法等を適正に管理することが水協法 18 条の趣旨であると考えられるのである^{6) 7)}。

(3) 第 2 の理由は、規程 18 条はそもそも Y の主張するような趣旨の規定と解することはできないことである(判決の要旨 1(c) 参照)。すなわち、規程 18 条は、過去の実績では漁業日数要件を明確に満たすとはいえない漁民について、「漁業を営む意思」等を考慮して組合員資格を付与する規定であり、漁業日数要件を明確に満たす漁民について、さらに追加的の要件を課しているわけではない。このような理解は、規程 18 条の文言の自然な解釈としてだけではなく、その由来によっても基礎づけられる。本判決も指摘しているように、規程 18 条は、水産庁が 2008 年に制定した「定款附属書組合員資格審査規程例」18 条と同一の内容であり、この水産庁の規定は上記のような意味の特例として設けられたと考えられるのである⁸⁾。

三 本判決の評価と残された課題

以上のように、規程 18 条を X に適用して組合員資格を否定することは許容されず、水協法 18 条 1 項 1 号所定の要件を満たす X には組合員資格が認められ、X の加入を拒否する「正当な理由」もないとした本判決の判断は、理由のあるものといえるだろう。

もっとも、漁業組合の事業規模や組合員数等によっては、組合員の増加により組合が経済的苦境に陥る懸念はある⁹⁾。そのような場合は、加入の拒絶ではなく、組合員の「漁業を営む権利」の行使を漁業権行使規則等を通じて制限する等の調整をすることが考えられる。この場合にも、組合員の権利の制限はどこまで認めるか、組合員間での平等をどこまで図るべきかが重要な検討課題となろう¹⁰⁾。

●——注

- 1) 上柳克郎『協同組合法〔増補版〕』(有斐閣、1971 年) 85 頁は、「加入は、加入しようとする者の申込と組合の承諾とによって成立する加入契約による。」としている。
- 2) もっとも、契約締結(拒否)の自由にも種々の制限がある。中田裕康『契約法〔新版〕』(有斐閣、2021 年) 26 頁以下参照。
- 3) 大塚喜一郎『判例・協同組合法』(商事法務、1981 年) 435 頁。
- 4) 漁協組織研究会編著『水協法・漁業法の解説〔21 訂版〕』(漁協経営センター、2015 年) 93 頁。
- 5) 農業協同組合法の解説書では、この規定について「定款で、営む農業の作目、規模などによって資格を限定することは許される。」と説明されている(明田作『農業協同組合法〔第三版〕』(経済法令研究会、2021 年) 253 頁)。
- 6) 水産庁協同組合課・水産社編『「最新」水産業協同組合法の解説〔改訂 7 版〕』(水産社、1999 年) 149 頁。
- 7) このような趣旨を前提に、どの範囲の漁民に組合員資格を与えるかについては、法の変遷がある。たとえば、水協法 18 条 1 項 1 号が定める「90 日から 120 日までの間」という年間漁業従事日数は、かつては「30 日から 90 日までの間」であった。「漁民」としての性格が希薄な者も多く含まれ、組合員間の利害が一致しにくくなるとの懸念にもとづき、昭和 37 年(1962 年)の法改正により変更されたのである。また、平成 19 年(2007 年)には、「組合員たる資格及びその審査の方法」を定款の必須記載事項とする規定が新設された(水協法 32 条 2 項)。本判決も指摘しているように、漁業補償金(本判決は「保証金」とするが「補償金」の誤記であろう)の配分が利権化したことを背景に、配分を行う理事と法定の要件を満たさない正組合員との癒着が生じ、資格審査が適切に行われないケースがあるとの問題意識の下、資格審査の方法を定款の記載事項にしてこれを行政庁が認可することにより、資格審査が公正かつ適正に行われることを狙ったものである。このように、水協法は、組合員の資格が適正な範囲の漁民に付与されることに意を注いでいる。
- 8) 漁業日数の算定では過去の実績が当然に尊重されるべきだが、それを唯一の基準とするのではなく、その者の意思や能力その他客観的状況も勘案して、その者が何日程度漁業を営むのかを総合的に判断すべきという旨の考え方が水産庁より示されており(前掲注 4) 126～129 頁)、「規程例」18 条はこのような考え方を反映したものと考えられる。
- 9) 福岡地小倉支判平 4・6・12 判タ 801 号 240 頁は、正組合員を一世帯一名にかぎるなどとした規程にもとづく加入拒否を「正当な理由」なしと判断したが、この規程には、組合員数の著しい増加などにより組合員の生計を維持できない事態に陥ることを防止するという合理性もあることは否めないとも評している。
- 10) 漁業補償金の分配の局面における組合員間の紛争については、最判平 1・7・13 民集 43 巻 7 号 866 頁等、多くの裁判例がある。